

塩業労働の崩壊について

— 塩業労働実態調査報告をもとに —

勝田政広

On the Analysis of the Salt Industry Labour in Japan

KATSUDA Masahiro

目 次

- (1) 序
- (2) 塩業労働について
 - ① 塩業の生産形態について
 - ② 塩業労働について
- (3) 塩業労働実態について
- (4) 結

(1) 序

讃岐三白と呼ばれる製塩業、製糖業、綿織物業が今の香川県、旧讃岐地方の主要産業であった。米穀産業が主要産業であった江戸時代は、塩・砂糖・綿織物は商品作物の典型であり、封建主義的経済から資本主義へ移行するに際し、資本蓄積を行うにあたり、それを担う主要産業として位置づけられてきた。それぞれの産業については主に日本経済史的手法による分析が多々なされてきており、本稿では深く立ち入った分析を行うことを主眼とはしない。しかしながら、価値・価格論研究と併行して共同体論を研究対象の一つとして取り上げてきた筆者にとり、それらの産業の資本蓄積の成果があまり香川県に残存していないのではないかと考えるに至りその原因を考察する必要性を感じた。もとより、日本経済史を専門とはしない筆者にとり史的考察ははなはだ困難であり先学の研究成果をもとに新たな視点から考察することとした。

現在、日本の地方都市共通の疲弊が現実問題として香川県でも見られる。たとえば製塩業の一大メックであった坂出市の駅前商店街のシャッター街と化している。地場産業とし

て江戸時代より栄えてきた産業の残滓が残されているかといえば水産加工業が一つの例として見られるだけであり、それも、資本・賃労働関係からすれば継続性の上からは繋がりも塩業との関連ではあまり見られない。少なくとも明らかなことは、第二次世界大戦終了後しばらくの期間は塩田を基盤とした製塩業が坂出市には存在し、それも日本国内では伝統産業として存在していたことである。しかしながら、広大な塩田跡地は現在は巨大資本の地方工場用地に転化している。坂出市から丸亀市にかけて巨大コンビナートが形成されている。塩田所有者が初期資本形成を行い地場産業の担い手として自らが雇用していた労働者を雇用することなく所有していた塩田を巨大資本にまかせてしまったのではなかろうか。

一方、塩業労働者は巨大資本の経営する、造船・建設資材・食品産業・重化学工業の労働者へと転化したかといえばそうではないようである。地縁・血縁をその本性とする、半農・半塩社会という伝統的な共同体は塩田地帯でもほぼ完全に消滅することとなったのである。

本論文においては昭和25年12月刊行の香川県塩業労働実態調査報告（香川労働基準局給与課）を検討することで第二次世界大戦後の塩業労働を考察することとする。日本では第二次世界大戦以前から重化学工業は存在し発達していた。しかしながら、見解は様々であるが、山田盛太郎氏の指摘されたように戦前の日本資本主義は一種独特の、国家、財閥主導のいわば外生的発展の結果であり内生的存在ではなかったことはあきらかであろう。労働者の生成に関してもいわば二重の意味で自由な労働者は第二次世界大戦後、ようやく本格的に生まれたと言って過言ではなかろう。塩業労働者が非常に短期間の間に自由な労働者に転化し、結果として半農・半塩共同体が瞬時に崩壊してしまったのかが明確に示しえなかつた。労働実態調査報告はそれを示すことになるのではないかと考える。

驚くべきことに、現代日本の労働問題が直面していることがらと当時の塩業労働の抱えていた本質的問題と類似している点が存在する。現代、派遣労働者問題が社会・経済的问题として存在している。平たく言えば、格差問題の一つの現象として現れている。派遣法改正に伴いそれまで限定的であった派遣労働者の職種が拡大し「手配師」的企業が大手を振って労働市場に参入するようになったからである。それは、日本の経営システムというある意味、英米型資本主義に軸足を置く論者からすれば後進性の代表選手として位置づけられてきた共同体の遺物を引きずってきた日本社会が崩壊するきっかけの一つでもあった。このような上からの又は社会からの要請での労働形態の変化は今に始まったことではなく、第二次世界大戦後の塩業労働についても見てとることができる。派遣労働法改正は、よきにつけあしきにつけ会社主義共同体の解体をも意味する。それは農業共同体の崩壊が

徐々にであったのとは対照的に半農・半塩共同体の崩壊が急激におこったことと類似している。

本論文においてはそのような目的意識と視座のもと、第二次世界大戦終結後まもなくの昭和25年に著した一地方労働基準局の調査報告書が未来を暗示する内容をも含むことを意識しつつ塩業労働の労働過程崩壊の遠因を探ることとした。その為に、まず複雑な塩業労働に関し整理を行い、次に第二次世界大戦直後の塩業労働の実態について考察することとする。

(2) 塩業労働について

ここでは、複雑な労働形態をなす塩業労働を概説することとする。そのためにも、生産形態がいかなるものであったかを把握する必要があり、まず、塩業の生産形態につき概観しつづいて塩業労働を概観することとする。

① 塩業の生産形態について

塩を生産する方法として大別すれば固体として地球上に存在する岩塩および塩土から直接取り出す方法と、液体である塩水から塩を取り出すという二つの方法がある。

日本においては、岩塩はほぼ産出せず、内陸部にごくわずか存在する食塩泉のような天然鹹水（かんすい）と海水から生産せざるをえなかった。海水中には約2.7%の塩が含まれているが、海水から塩を取り出すには残りの97%の水分を蒸発させねばならない。

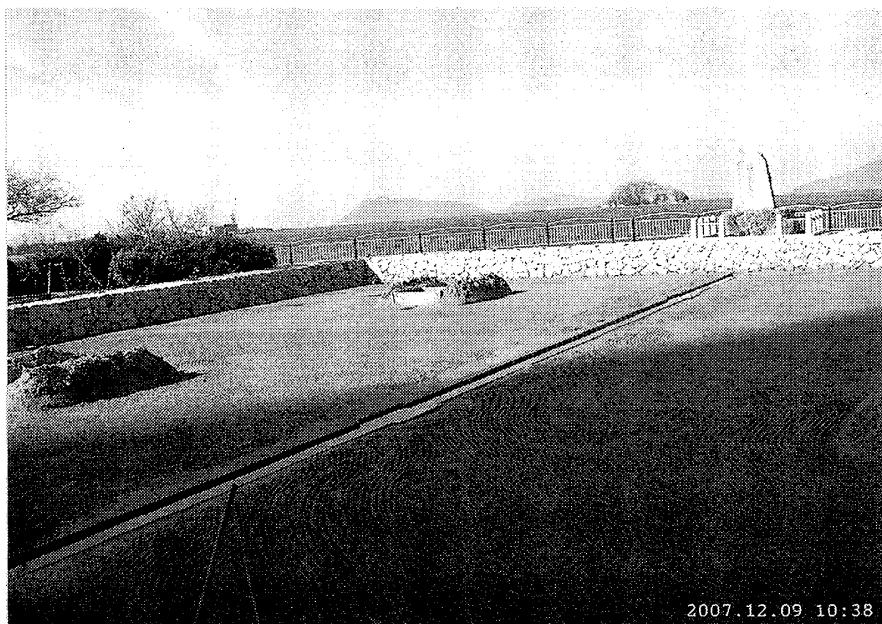
初期の方法としては藻塩を煮詰めることや海水を直火で煮詰める方法があった。しかしながらそれには大量のエネルギーを生産過程の最初から必要としていた。必然的に前もって水分を蒸発させる、すなわち鹹水をあらかじめ用意する方法へと移行することとなった。それには太陽エネルギーと風力という自然のエネルギーを用い蒸発させねばならなかつた。つまり人間労働の支出により火力エネルギーの一部を代替する必要がありここに海岸部に塩田を構築することとなったのである。

塩田に依拠した生産方法は第二次世界大戦後のイオン交換膜法による工場制大工業へと移行するまで続いた。必然的に工場制大工業による製塩の前段階は、問屋制家内工業、工場制手工業といった性格を帯びざるをえない。工場制大工業による製塩の前段階としては、揚浜式塩田と入浜式塩田があった。入浜式塩田による製塩方法に対しては、道具および工具を用いた二つの製塩方式に加えるに機械を用いて塩水を汲み上げる枝条架式が後に加わることとなった。

揚浜式塩田は満潮面より少し高い自然の砂浜を用いた塩田である。したがって外洋に面

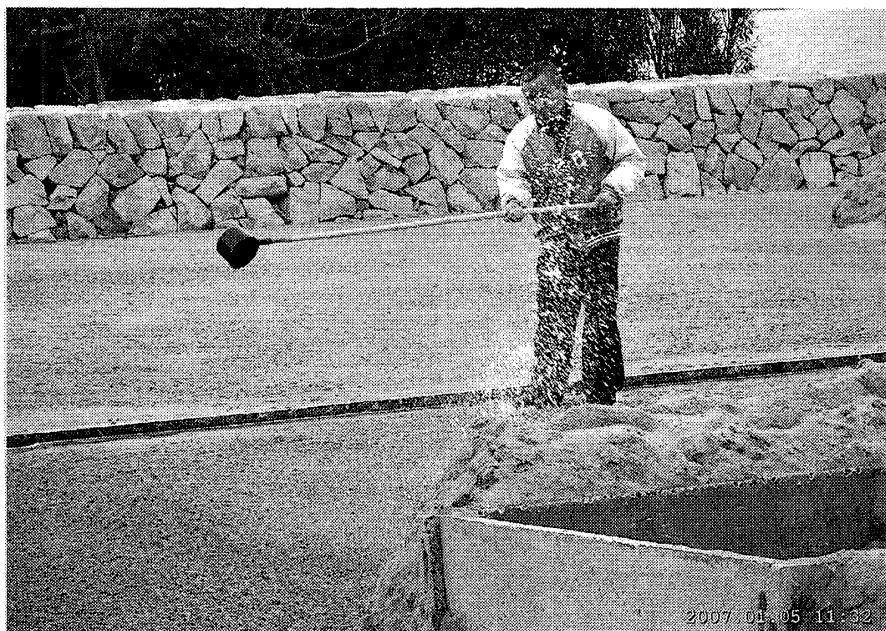
しており自然の砂浜が一定の幅、500mといわれているが、日本国内どこでも製塩が可能であった。塩田自体の構築には労力をあまり必要としないものの、自然の砂浜を平らにならすという労働が必要であり加えるに海水を海から汲み上げて運んで塩田に散布するという労働が必要であった。荷桶（にないおけ）で海で汲んだ海水を運び散布することが必要であり人件費が高くつき、したがって、入浜式塩田と比較して塩田1haあたり収量は26848Kgと入浜式塩田の半分以下であった。因みに20世紀初頭の国産塩の価格は、輸入塩のおよそ10倍であった。立地面では優位にあったものの、必然的にコスト面では国内の入浜式塩田や外国産塩には太刀打ちできなかった。塩専売法の制定された1905年には入浜式塩田面積が8000ha強であったのに対し揚浜式塩田面積はほぼその十分の一となっていた。さらにその低生産性ゆえに1910年から翌年にかけての第一次塩業整備計画の結果、石川・鹿児島・沖縄を除き廃止されることとなった。鹿児島でも1929年から翌年にかけての第二次整備計画、石川でも1959年からの第三次塩業整備計画で完全に廃止されることとなった。

揚浜式塩田に対し入浜式塩田は内海や湾に面した場所に数多く存在した。本論に掲載したPic 1 - Pic 3は香川県宇多津町産業資料館に併設・保存されている入浜式塩田である。そこでは町嘱託職員が小規模ながら伝統的手法により入浜式塩田により塩を生産し販売している。入浜式塩田では人工的に構築した堤防で囲った砂浜に満潮時に海水を溝に導入し、そこに入った海水を砂地の塩田に散布し太陽と風力エネルギーにより海水の蒸発を待つのである。(Pic 2)

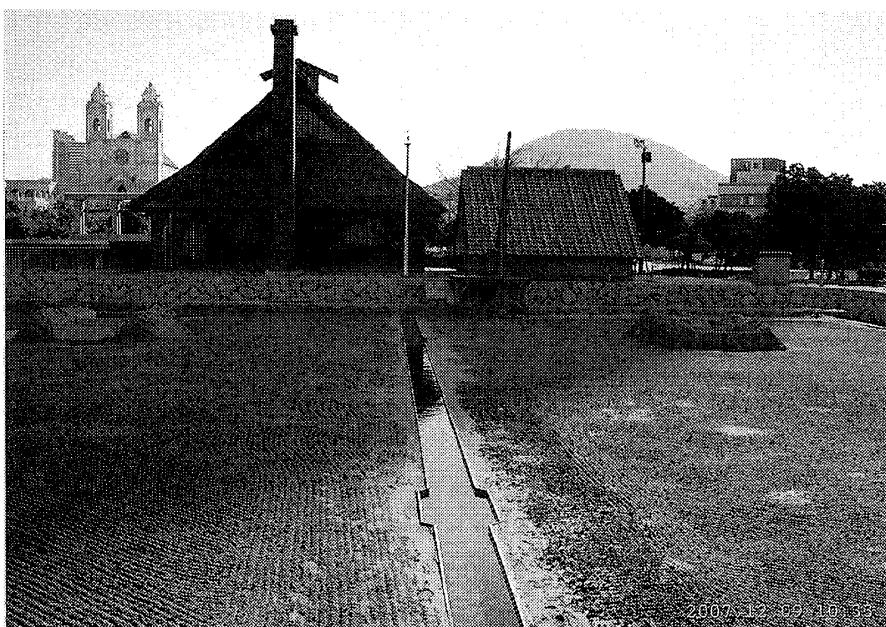


Pic 1

2007.12.09 10:38



Pic 2



Pic 3

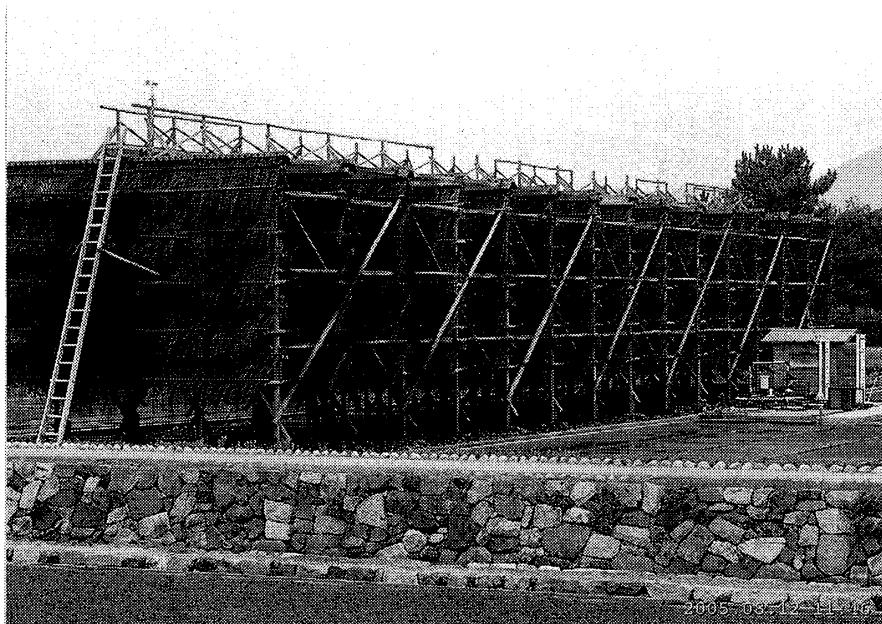
海水濃度の高くなった塩水を含んだ砂を沼井（ぬい、と呼ぶ。塩田の中央部に掘った井戸状のもの）に集め塩水を加え塩分濃度の高くなった塩水を入手する。これを鹹水と呼び、それを塩釜の設置されている釜屋（Pic 3）で煮詰め塩を得る煎熬（せんごう）作業を行う。このような入浜式塩田も次のような制約条件を受けることとなる。まず第一に、立地条件として高温・低湿度であること。第二に日照時間が長いこと。第三に波の静かな遠浅の砂浜であること。第四に干満の差が大きく容易に塩田に潮を導入できること。以上の条件を一つもしくは二つを満たす場所は日本全国にには存在するがすべての条件を満たす場所は

瀬戸内海沿岸、それも東半分に限られることとなる。

入浜式塩田は前述のように揚浜式塩田に比べてほぼ2倍の生産性であった。しかしながら鹹水を取り出すには、海水の砂浜への散布、鹹水を含んだ砂の集積、その沼井への投入、鹹水の採取、釜屋への運搬、煮沸という多くのしかも人力による工程を必要とした。したがって生産コストの三分の一を占める人件費を節約するための省労働な方法への転換が必然化することとなった。また第二次世界大戦後の需要増に対応すべく供給を増やす必要にもせまられた。

ここに流下式塩田への転換がはかられることとなった。それは1952年頃より始まり1959年にはほぼすべての塩田が流下式へと転換されることとなった。流下式は、建設費やポンプ、枝条架等の設備費を必要とした。Pic 4は旧赤穂東塩田跡地の赤穂臨海公園に保存されている枝条架を含む流下式塩田である。流下式塩田への転換に伴う建設費は当時の金額で1haあたり350万円必要とした。物価等から推測すると現在の価額ではほぼ1億円に相当するだろう。このような高額の設備投資を必要としたが、生産力は1haあたり210tとほぼ入浜式の2倍強であり労働者数は1haあたり0.5人と入浜式の四分の一以下であった。したがって設備投資の可能であった塩業者のみが流下式への転換が可能であったし、1959年から翌年にかけての第3次塩業整備ともかさなり零細業者の廃業と資本家への集積・集中が進むこととなった。

流下式塩田の生産形態を概観してみよう。まず、海水をポンプで汲み上げ粘土等でかためた緩やかな傾斜をした流下盤に流す。その過程で太陽光と風力で海水は蒸発し流下盤の下部には濃縮された海水がたまる。それをポンプで汲み上げ枝条架の上部よりゆっくりと



Pic 4

垂らす。枝条架をつたった濃縮された海水はより高濃度の鹹水となる。あとは釜屋で煮沸するだけである。つまり、風を利用して濃縮することができることより、太陽光の弱い冬季でも風力を利用することで年間を通じた製塩が可能となったのである。

以上のように流下式塩田による生産は年間を通じた生産が可能となった点で自然の制約を一つクリアできたこととなり、また人力の介在する工程が極端に少なくなり、工場制大工業への転換の一プロセスとして位置づけることも可能であろう。もちろん、塩田という土地を生産手段とし生産対象としていることより農業の亜形態として位置づけられようが。補足するに、塩は江戸期以降明治期でも農業生産物の一つとして位置づけられてきたことより塩業を農業の亜形態として位置づけることとした。いずれにせよ、流下式塩田はイオン交換膜法による塩の生産という完全な工場制大工業への移行の前段階をなすのである。次に塩業労働について概観してみよう。

②塩業労働について

揚浜式塩田、入浜式塩田、流下式塩田と生産形態の変化を見てきたがここでは塩業労働の具体的な形態を概観することとする。本論においては、香川労働基準局による労働実態報告をもとに議論を展開することにより入浜式塩田における塩業労働をみるととする。

前節において簡単にふれたが塩は特有農産物である。明治10年全国農産表では、15品目の農業生産物と7品目の特有農産物をあげている。繭、生糸、實綿、菜種、位麻、藍葉とならんで食塩が特有農産物に区分されている。米等の穀類生産とは別に江戸中期以降現金収入を目的として生産が拡大されるようになった商品作物の一種として塩が位置づけられてきたのである。したがってその生産方法とともに塩業労働に対しても農業労働形態という性格が付与されることになった。塩田を用いた採鹹作業がそれである。それに対し、煎熬（せんごう）作業では鹹水を煮詰めることで塩を取り出すが初期には家内制工業を後には工場制工業労働という性格が付与されるであろう。したがって農業と工業の接合という生産形態に対応して労働の性格もそれに照應することがまず第一の特色をなすであろう。次に労働過程そのものが完全に分業化されていることが第二の特徴であろう。さらに職能給が導入されており単純作業では賃金が低く設定されており、高齢者・若年者や女性が雇用されていることが第三の特徴であろう。次に経営規模で見るならば、半農・半塩業者による小規模塩田がほぼ半数を占めそれらは家族経営を主としたことより家内労働が第四の特色としてあげられよう。つまり、半塩戸（はんえんこ。0.75ha）を所有する、通称、百姓浜がほぼ50%を占めていたのである。以上のような特色をもつ塩業労働であるが、具体的に労働内容を見てみよう。

製塩作業は、塩田を用いた採鹹作業と釜屋での煎熬作業に大別される。まず採鹹作業からみてみよう。採鹹労働は塩田を用い天然エネルギーにより海水から水分を蒸発させ濃度の濃い海水、つまり鹹水を取り出す労働である。そのために、労働手段であり労働対象でもある塩田での過酷な肉体労働を必要とする。具体的には、降雨により固まってしまった砂地を掘り起こす浜起し作業と、降雨に関係なく日々行う、砂地の砂に隙間をつくり砂粒の間に空気層を作り出す浜ひき作業がまず必要である。以上の作業は明け方から行う。その作業と平行して、沼井台の中にある砂を掘りだし台の周辺に盛り上げねばならない。そして再度浜ひき作業を行って採鹹の準備作業が終わる。

次に持浜（もちはま）作業を行うが以下の作業の総称である。まず、鹹水を含んだ砂を集め沼井台へ投入するという浜寄せ作業。次に沼井台の周囲に集められた砂を柄振（えぶり）でくつて塩田に撒くというおろし作業。おろし作業と同時平行で配荷（はなえ）または上げ水と呼ばれる作業。具体的には沼井の中の砂を踏み固める沼井踏みと下穴のもだれ（沼井から染み出した鹹水）を汲み上げ沼井台の鹹砂の上にそぐことと浜溝の海水を注ぐことからなる。次に砂地を透過して鹹水は田堀へ染み出しがこれを初期には手作業で後にはポンプで鹹水溜まりに送る水取り作業がある。水取り作業の段階になると翌日のための作業を行う。具体的には砂を均等にする跡浜引き、と浜溝の海水を霧状に撒く浜かい（Pic 2）からなる。以上で持浜作業は終了するが特色としては天候に左右されることより短時間、やく2-3時間で終了しなければならない。季節や地方により差異はみられるがまた人員配置も異なるが、仕事と役割の区分が異なることより分業に基づいた持浜作業であることができる。また、一気に投下労働を集中させなければならないことより協業を必要とするということとなる。それら労働を具体的に担当する職種については次章で取り上げることとし次に煎熬労働を簡単に見てみる。

煎熬作業は塩田一戸前につき釜屋と附属施設を一単位として行う。したがって小規模生産の間は採鹹作業と煎熬作業は一貫しておこなってきた。しかし煎熬技術が進歩し従来の平釜式から真空式や蒸気式で行われるようになると労働内容にも変化がみられた。従来は室内工業的色彩を帯びていた煎熬夫の労働も工場労働へと変化することとなった。煎熬労働そのものは煎熬夫による労働が主であり、煎熬夫の見習いまたは補助労働者がついていただけであり、採鹹作業のように労働は細分化されてはいなかった。それはきわめて職人的な技術で煎熬作業がすすめられたからである。ただし、煎熬作業は製塩作業期には昼夜を問わずおこなったことより、見習いまたは補助労働者は煎熬夫の休憩時や就寝時には代替したがすべて煎熬夫の指図を受けたのである。

以上、塩業労働を概観してみたが、次に第二次大戦直後の労働実態を考察することとす

る。

(3) 塩業労働実態について

前章において塩業労働につきその形態および具体的労働の中身について考察した。ここでは労働の職種および賃金について考察することとする。特に塩田労働を特徴づける採鹹作業に重点をおくこととする。

採鹹作業は地方により作業内容とそれに応じた呼称も異なる。場合によっては同じ地方でもごくわずかな隔たりでもっても異なる。これは、推測するに現在の地方自治体の区分と江戸期の幕藩体制での区分が異なりそれぞれの地域の間での交流が少なかったことに起因するのかもしれない。同様に同じ呼称の職種でも具体的な仕事内容が異なる場合がある。廣山堯道氏の「日本製塩技術史の研究」(雄山閣出版、昭和51年。p 570-578)によると採鹹責任者の呼称は以下のようである。水師、頭、親方、棟梁、上浜子、大工、庄屋、定浜子、統領、地場統領、番頭、奉公人。

本論においては香川労働基準局調査報告をもとに検討を行うことより、そこでの呼称、つまり採鹹責任者を棟梁と呼ぶことにする。因みに、中讃から西讃にかけての狭い地域でも棟梁、頭、大工、地場頭領が用いられている。

採鹹責任者以外の労働者となると階層序列と雇用形態が仮に同じであっても数え切れぬほど多くの呼称が用いられている。詳細については廣山氏の前掲労作を参照されたい。ここでは廣山氏の区分と坂出・宇多津での名称区分にしたがい整理することとする。いわゆる浜仕事と言われる採鹹作業に従事する労働者を採鹹夫と総称するが棟領以外は昼持ちまたは寄せ子と呼ばれる。労働内容は前章で述べたとおりである。昼持ちは単純労働であり高齢者や婦女子が日雇いとして雇用される。昼持ちは「昔から浜子と呼ばれ・・・」とある。昼持ちはそれを除いたすべての採鹹作業」(労働実態報告、p 18)を行い「浜子、浜師又は単に採鹹夫」(同前)と呼ばれる。様々な呼称が用いられるが大別すると棟領に対して下人と区分されるようである。ただし下人は壮年男性に限定され常雇用である。仕事内容とすれば、お互いに補足しあいつつ昼持ちは仕事以外の採鹹作業を行う。棟領のみは技師長兼管理者として採鹹作業全般を統括した。採鹹作業には塩田の保守点検作業も必要であったが報告書によればあまり重要視せず採鹹作業従事者を、棟領、下人、昼持ちに区分している。

平均的な一戸前塩田(いっこまえ。1.5ha)では約12名の労働者を必要としていたが、職能区分では棟領1名、下人6名、昼持ち5名となっている。調査報告書によれば、以下

のような数字が見られる（p 24）。事業所数77箇所、作業単位数（塩田数）257箇所、棟領数255名、下人数363人、昼持ち数1220人。また別の資料によれば、棟領450人は全員男性で平均年齢は約39歳。下人は772人であるが94名の女性を含み平均年齢は約32歳。昼持ちは2653人で女性労働者1697人を含み平均年齢は約34歳である。年齢構成とすれば20台から40台までは万遍なく分布し、特筆すべきは16歳以下が301名、50歳以上が371名いることであり両者とも女性労働者を含んでいる。これは下人に女性労働者が30%弱含まれていることも併せて塩田経営が家内制で行われていたことの証明にもなる。同報告書 p 25によればさらにそのことが裏付けられる。すなわち農家・非農家別塩田の人員構成を調査しているが採鹹作業を行う3種の労働区分ともほぼ同数であり塩業の半農・半塩業的性格がはっきりと読み取れる。ことに昼持ちの場合半農・半塩の場合家族労働に依拠し必要が生じれば日雇い労働者を雇いいれたと判断しうる。

賃金に目を向けてみよう。ここでは明確にしめされている資料としては時間賃金のみであり請負賃金の場合明確に把握できない。報告書によれば棟領の平均月給は6262円、下人は4281円となっているが日雇いの昼持ちの場合は月給換算で787円であった。小規模な個人経営を除いた企業体でみると棟領で6300円、下人で5126円と若干高めとなっている。

一方、煎熬夫は作業責任者とその補助者で構成されている。補助者は見習いであり昼夜問わず煎熬する場合の夜焚き作業に従事することが多かった。家族経営の場合、採鹹・煎熬作業も一貫して家族で行い不足する煎熬労働者を日雇いで雇用することが多かった。報告書によれば、釜の数としては真空式は4、蒸気利用式は68、平釜は138であった。（同前 p 29）煎熬労働者数を釜で区分した製塩方法で見ると、真空式で228人、蒸気利用式で316人、平釜式で96人であった。煎熬労働者は真空式や蒸気利用式といった装置工業化している作業所では工場労働者に転化していると考えうるだろう。平釜式のそれは自家労働者および日雇い労働者であろうと推測できる。事実、採鹹作業と同様に経営体は農家・非農家の区分でもあい半ばしており半農・半塩業者による煎熬労働の存在が裏付けられる。

煎熬労働者の平均月給は以上の理由により3975円と低く、工場労働者として雇用されている煎熬夫は日給で支払われた。日給では基本給が200円でその他手当が20円であった。日給ベースで支払われる主な理由は入浜式塩田での採鹹の延長線上で煎熬作業をとらえた場合、日照時間により煎熬作業時間が異なり月給制とは相容れなかつたからである。半農・半塩業者による煎熬夫の臨時雇用も以上の理由による点が大きい。

塩業労働は総じて過酷な労働であり被雇用者は身分的に不安定であったといえよう。安定的とも思われる半農・半塩業者も一家総出でようやく必要労働量をまかなうことができたにすぎない。第二次世界大戦直後の総じて貧しい日本、就労の機会の少なかった日本に

おいてはそのような労働形態や賃金形態でも甘受せざるをえなかつたのだろうと推測しうる。香川労働基準局の調査報告がなされた時期は昭和25年12月であり、まだまだ戦争の傷跡の深い時期でもあった。もはや戦後ではないと言われるようになるにはまだまだ程遠い時期であり、人口が急増し食料をともかく確保することに汲々としていた時期でもあった。以上の報告をもとにした考察をもとに塩田労働者がどのように解体されていったのかについてまとめることとする。

(4) 結

採鹹労働と煎熬労働を中心に塩業労働を考察してきた。簡単にまとめるならば、採鹹作業における労働関係には塩田所有関係の変化が投影されていることである。また、煎熬作業からは経営の近代化・規模拡大路線により自家労働者を煎熬作業から駆逐し、煎熬労働そのものを家内制手工業から近代的大工業での被雇用者へと転化せざるをえなかつたのである。

入浜式塩田での製造を半農・半塩業として經營する限りでは經營規模の拡大は不可能であり家族經營が続く限りでという限定のもと存続し続けた。コスト原理による經營規模の拡大が必然化した段階で半農・半塩業經營は限界に達する。その場合、經營者に棟梁として雇用された場合は家族をひきつれて雇用関係に入った。地主・小作関係の場合、地主が小作人から塩田を取り上げ規模の拡大をおこなった際は、より明確に以上の点がはっきりしている。すなわち、新たに棟領として雇用された旧小作人は家族を労働者として雇い入れることを認めてもらいさらに請負者としての立場を認めてもらったのである。したがつて賃金支払いは棟梁が行うこととなつた。

以上のような様々なケースを伴いつつ、近代化に伴い地主が經營者に転化し小作人が労働者へと転化してゆく。これは工業化の初期に農業がたどつた道に酷似している。囲い込みの役目をおこなつたのが羊であり毛織物業であったのに対し、塩業の場合、国策としての第3次塩業整備（1959－60）と第4次塩業整備（1971－72）と流下式塩田への切り替えとイオン交換膜法がおこなつた。塩業の場合、塩田労働者の工場労働者への切り替えと、所有の大小を問わず塩田所有者の政府からの保証金による塩田の手放しが短期間に徹底的に行われることとなつた。

塩田労働者の転業先であるが、第4次塩業整備の結果製塩工場が設置された塩田の場合はそこで工場労働者として雇用関係に入ったことが確認されている。既発表論文において指摘したことではあるが、『宇多津塩業組合員255名のうち129名が製塩工場で勤務し63名

が他の業種で雇用され自営は65名であった。』（勝田「塩業労働実態の変遷および共同体崩壊について」『日本とアジアの経済統合にともなう産業協力の進展』大阪産業大学産研叢書29, 2008年3月所収）塩田労働者の転業先に関する資料は筆者の手元にはこれ以上はなく、また別の機会に譲ることとする。いずれにせよ半農半塩業者の多かった宇多津地区では80%以上が工場労働者へと転化したことが読み取れる。

資本形成が何故スムーズにできなかったのか？塩業労働者が資本形成をもとにした地元での雇用が保証されるようなシステムが何故できなかったのか？以上の疑問に答えるには変化のスピードが余りにも速すぎたことと、家内制の色彩が余りにも遅くまで残存していたことがあげられよう。しかし最大の要因は上からの改革であろう。塩業にとり外的要因が影響し内生的要因での崩壊でなかった故、徹底的な廃止がなされたといってよいだろう。

「香川県塩業労働実態調査報告」は1950年に刊行された。一地方労働基準局の調査報告書とすればその分析力の鋭さに驚かされる。塩業の盛んな地方のそれも絶頂期において、それから20年後に訪れるであろう塩業労働の崩壊について暗示しているのである。本論はその調査報告書の末尾を引用して締めくくることとする。

『かくの如く大資本による製塩設備の改善は、着々と生産組織の根底を揺るがし、ひいては塩業における労働事情にも急激な変革が準備され、推し進められてゆく。採鹹部門もその影響からまぬがれえないであろう。』（p119）